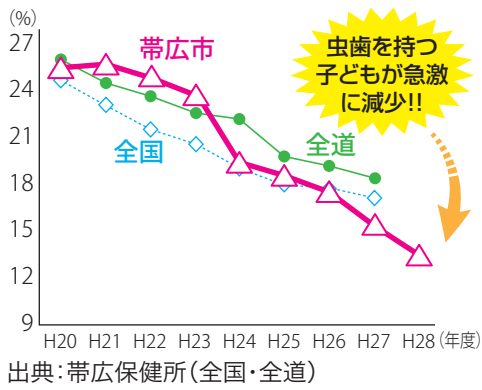


図 3歳児の虫歯保有率の推移



市では平成18年度より、1歳6カ月から6歳の子どもを対象に、半年ごとに歯科健診とフッ素塗布を実施しています。その結果、平成26年度から3歳児の虫歯の保有

**無料で受けられる
歯科健診とフッ素塗布**

「子どもの歯はどうせ抜け替わるから」「子どもが嫌がるから」などの理由で、子どもの歯科受診に抵抗を持っていませんか。乳幼児期の歯は、永久歯の質や歯並びだけでなく、生涯の健康にさまざまな影響があることが分かっています。このため、乳幼児期から歯科健診とフッ素塗布を受け、虫歯を予防することが大切です。

幼児健診で受ける歯科健診

1歳6カ月児と3歳児の歯科健診は、保健福祉センターで実施します。1歳6カ月児健診で発行される「受診カード」を、健診後1カ

率が、全国・全道に比べ低下してきています。(図)

歯科健診は、虫歯の有無だけではなく、子どもの歯の磨き方やケアの方法、口腔機能の発達についても相談できる良い機会です。定期的に受けて、虫歯から歯を守りましょう。



歯科健診・フッ素塗布で虫歯0に

1歳6カ月から6歳の子どもが対象

子どもの歯は虫歯になりやすく予防が大切です。生涯の健康のため、歯科健診とフッ素塗布を定期的に受けましょう。

問い合わせ 子育て支援課(東8南13、保健福祉センター内、☎25・9722)

帯広市 幼児歯科健診 [検索](#)

月以内に指定する市内歯科医療機関で提示すると、フッ素塗布が受けられます。歯科医療機関は、市ホームページで確認してください。

歯科医療機関で受ける歯科健診

2歳児、2歳6カ月児、3歳6カ月児、4歳児、4歳6カ月児、5歳児、5歳6カ月児、6歳児は、誕生日から1カ月以内に、指定する市内歯科医療機関で歯科健診・フッ素塗布が一緒に受けられます。受診には、「受診カード」の提示が必要です。1歳6カ月児健診を未受診、または市外から転入してきた場合は、子育て支援課へ連絡してください。



歯磨き指導も受けられます

教えて! よくあるQ&A

- Q** フッ素にはどんな働きがあるの?
- A** 歯を強化したり、虫歯菌に負けない歯をつくる働きがあります。
- Q** 歯磨きだけで虫歯は予防できないの?
- A** 歯磨きで歯垢を取ることはできますが、歯の境目、歯と歯茎の間、奥歯の溝は、歯ブラシの毛先が届きにくく、歯磨きだけでは限界です。フッ素塗布で虫歯なりにくい強い歯をつくり、食事や間食などの生活習慣に気を付け予防しましょう。
- Q** フッ素は安全ですか?
- A** フッ素塗布治療で使用される「フッ化ナトリウム」は、安全性が高く危険性はありません。フッ化ナトリウムを一度に3グラム程度を飲み込んだ場合に嘔吐や腹痛などの症状が起こる事がありますが、歯科医療機関で行うフッ素塗布で一度に飲み込むことはありません。

創業支援策について教えてください

- Q** 国の支援策にはどのようなものがありますか?
- A** 次のような、支援策があります。
 - ・会社設立の際にかかる登録免許税を半額に軽減
 - ・無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6カ月前から利用可能
 - ・日本政策金融公庫の新創業融資制度における自己資金要件の充足(自己資金要件を充足しているものとして同制度を利用可能)
 - ・日本政策金融公庫の新規開業支援資金の貸し付け利率引き下げ
- Q** 帯広市独自の創業支援制度はありますか?
- A** 市では、中小企業者の資金調達を目的に「帯広市中小企業振興融資制度」を設け、市内中小企業者を対象に、金融機関を通じた低利の融資を行っています。
 - ・新規開業支援資金(限度額は運転・設備各1000万円)
 - ・ニューフロンティア資金(限度額は運転3000万円・設備1億円。十勝の農畜産物など地域の優位性を生かした事業活動が条件)

融資制度の詳細は、商業まちづくり課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。



創業希望者の活動を支援

さまざまな創業支援策があります

問い合わせ 商業まちづくり課(市庁舎7階、☎65・4165)

**帯広市・支援機関が一体となって
創業者を支援**

帯広市では、創業希望者の活動の支援のため、十勝管内全域の自治体、商工会議所・商工会、金融機関などと連携し「特定創業支援事業」を実施しています。

起業家育成事業

Step up Next

市では、30歳未満の若年層の起業への動機付けを行うプログラム「Step up Next」を実施しています。昨年度は、若手社会人や学生など20人が、講演やワークショップなどを通じて、起業やその心得などについて学びました。

この支援事業には、帯広商工会議所の「相談窓口」、金融機関の「融資、保証、相談窓口、セミナー」などがあり、創業希望者が経営、財務、人材育成、販路開拓について指導や助言を受けられます。また、継続して支援事業を受けたい人は、市の認定を受けることで、会社設立の際の登録免許税軽減などの国の支援策が活用できます。

今年度の実施内容は、詳細が決まり次第、広報おびひろなどでお知らせします。



アドバイザーと参加者の交流